

中野区立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の
公務災害補償に関する条例施行規則の一部改正について

1 規則の目的

この規則は、区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例第29条の規定に基づき、公務災害補償（療養補償、休業補償、傷病補償、障害補償、介護補償、遺族補償、葬祭補償）の実施に関し、請求方法、支給方法等の必要事項を定めることを目的としている。

2 改正理由

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令施行規則の一部改正に伴い、休業補償に係る規定を整備する必要がある。

3 改正内容

休業補償の支給に係る、休業補償を行わない場合について規定を整備する。（第7条）

4 新旧対照表

別紙のとおり

5 実施時期

令和6年4月1日から施行する。

中野区立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則新旧

対照表

改正案	現行
<p>第1条～第6条 (略)</p> <p>(休業補償を行わない場合)</p> <p>第7条 条例第7条ただし書の中野区教育委員会規則で定める場合は、<u>懲役、禁錮若しくは拘留の刑の執行のため若しくは死刑の言渡しを受けて刑事施設に拘置されている場合、労役場留置の言渡しを受けて労役場に留置されている場合又は法廷等の秩序維持に関する法律(昭和27年法律第286号)第2条の規定による監置の裁判の執行のため監置場に留置されている場合とする。</u></p> <p>第7条の2～第24条 (略)</p> <p>附則 (略)</p> <p>別表第1～別表第3 (略)</p> <p><u>附則</u></p> <p><u>この規則は、令和6年4月1日から施行する。</u></p>	<p>第1条～第6条 (略)</p> <p>(休業補償を行わない場合)</p> <p>第7条 条例第7条ただし書の中野区教育委員会規則で定める場合は、<u>次の場合とする。</u></p> <p>(1) <u>懲役、禁錮若しくは拘留の刑の執行のため若しくは死刑の言渡しを受けて刑事施設に拘置されている場合、労役場留置の言渡しを受けて労役場に留置されている場合又は法廷等の秩序維持に関する法律(昭和27年法律第286号)第2条の規定による監置の裁判の執行のため監置場に留置されている場合</u></p> <p>(2) <u>売春防止法(昭和31年法律第118号)第17条の規定による補導処分として婦人補導院に収容されている場合</u></p> <p>第7条の2～第24条 (略)</p> <p>附則 (略)</p> <p>別表第1～別表第3 (略)</p>